仙台空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

（略）

航空管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　国内航空通信施設及びレーダーの工事及び保守に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制技術官は、前項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

仙台空港事務所、成田空港事務所及び東京空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。

二　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所の施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土木施設に関する工事及び保守に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）。

二　建築施設に関する工事及び保守に関すること。

（略）

仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所にあっては、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから、大阪空港事務所にあっては施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

先任施設運用管理官は、施設運用管理官の所掌に属する事務を管理する。

仙台空港事務所、成田空港事務所及び鹿児島空港事務所の先任施設運用管理官は、前項に規定するもののほか、航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。

新千歳空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所にあっては、航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人、東京空港事務所にあっては、航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空灯火・電気技術官とする。

（略）

第十五項、第十七項及び第十九項に規定するもののほか、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官及び航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官、次席航空管制通信官、次席航空管制官及び次席航空管制技術官とする。

（略）

仙台空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制官は、前項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

（略）

航空管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関すること（空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所及び航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　国内航空通信施設及びレーダーの工事及び保守に関すること（空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所及び航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制技術官は、前項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

仙台空港事務所、成田空港事務所及び東京空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務（航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（略）

（新設）

（新設）

航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（東京空港事務所にあっては、二人）を先任航空灯火・電気技術官とする。

（略）

第十三項、第十五項及び第十七項に規定するもののほか、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官及び航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官、次席航空管制通信官、次席航空管制官及び次席航空管制技術官とする。

（略）